

ボランティア活動補償制度について

1 目的

ボランティア活動中の不慮の事故を救済し、市民の皆さんが安心してボランティア活動を行うことができるよう市が保険に加入する。

2 補償の概要

(1) 傷害事故 ボランティア活動に起因して指導者等が死亡し、又は負傷したもの。

補償金の種類	内 容	補償金額
死亡補償金	事故の日から 180 日以内にそのケガがもとで死亡したとき。	1 人につき 200 万円
後遺障害補償金	事故の日から 180 日以内にそのケガがもとで後遺障害が生じたとき。	200 万円を限度に程度による
入院補償金	生活機能または業務能力の減失をきたし、かつ入院し、医師の治療を受けたとき。 事故の日から 180 日を限度。	1 人につき日額 3,000 円
通院補償金	生活機能または業務能力の減少をきたし、かつ医師の治療を受けたとき。負傷の日から 180 日目当たる日までの間において 90 日を限度。	1 人につき日額 2,000 円

(2) 損害賠償責任事故 ボランティア活動に起因して参加者又は第三者の生命、身体又は財物に損害が生じた場合において、市民団体又は指導者等が被害者から損害賠償を求められ、法律上の損害賠償責任を負ったもの。

賠償の種類	限 度 額	免責金額 (自己負担額)
身体賠償	1 人 1 億円 / 1 事故 5 億円	1 事故それぞれ 5,000 円
財物賠償	1 事故 500 万円	
保管物賠償	1 事故 100 万円	

3 制度開始年度

昭和 62 年度

4 主な対象事故の例

地域の美化清掃中の負傷、地域の防犯ボランティア（子どもの見守り）中の事故、福祉団体の配食ボランティアで用意した手作り弁当での食中毒、地域の祭りでの他人から借りたマイクの損壊など

5 平成 30 年度実績

対象事故件数 7 件（うち 6 件が支払済みで保険金の額は 504,335 円）